



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 2
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林緑地課） 4
- 沖縄県平和創造の森公園の利用料金の承認（森林緑地課） 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 6
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 6
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） ... 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出・2件（商工振興課） 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課） 9

告 示

沖縄県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成24年 4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における自動車税に係る徴収金の収納事務事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社コストア

愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号

(3) 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した自動車税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

沖縄県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり沖縄本島南部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城信榮	糸満市字米須418番地
理事	屋宜宣一	八重瀬町字大頓1301番地
理事	山城学	糸満市字兼城508番地の2
理事	安里修	糸満市字伊敷49番地
理事	安谷屋行則	糸満市字宇江城89番地
理事	慶留間修	糸満市字喜屋武250番地
理事	金城広恒	糸満市字国吉81番地
理事	仲門義光	糸満市字山城107番地
理事	神里春行	糸満市字糸洲167番地
理事	伊敷典夫	糸満市字小波蔵106番地
理事	宫里良淳	糸満市字新垣131番地
理事	金城薫	糸満市字国吉834番地県営新垣団地1棟406号
理事	国吉真昭	糸満市字真栄里1752番地
理事	金城敏郎	糸満市字真壁497番地の2
理事	上良政信	糸満市字東里339番地
理事	山城一也	糸満市字米須1140番地の1
理事	山城勇孝	糸満市字米須1804番地
理事	大城正教	糸満市字福地496番地
理事	山城順正	糸満市字糸洲333番地
理事	上原真一	糸満市字摩文仁35番地

理事	新垣清昌	糸満市字真栄里2049番地の3安里アパート302号
理事	上原英正	糸満市字大里272番地の2
理事	波平一男	糸満市字照屋185番地の2
理事	仲間健一	八重瀬町字安里67番地の1
理事	仲本誠栄	八重瀬町字仲座11番地の2
理事	安里美津男	八重瀬町字与座76番地
理事	國吉盛榮	八重瀬町字玻名城22番地
理事	新里聡	八重瀬町字新城898番地
理事	仲西正美	八重瀬町字具志頭6番地の3
理事	上原仁信	糸満市西崎町三丁目510番地の257
理事	親泊元秋	那覇市字国場1074番地1栄アパート303号
理事	玉城和巳	糸満市字阿波根1172番地コーポ白川A-101号
理事	馬上政春	八重瀬町字玻名城77番地
監事	慶留間清榮	糸満市字喜屋武492番地の1
監事	福地栄盛	八重瀬町字玻名城140番地の1
監事	金城靖	糸満市西崎町三丁目510番地の2E-67

任期 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大城仁輝	糸満市字新垣97番地
理事	屋宜宣一	八重瀬町字大頓1301番地
理事	山城学	糸満市字兼城508番地の2
理事	安里修	糸満市字伊敷49番地
理事	照屋寛幸	糸満市字宇江城88番地
理事	慶留間修	糸満市字喜屋武250番地
理事	大城宜助	糸満市字国吉372番地の3
理事	仲門基善	糸満市字山城139番地の1
理事	照屋正清	糸満市字糸洲100番地の2
理事	伊敷典夫	糸満市字小波蔵106番地
理事	大城清和	糸満市字照屋1230番地
理事	国吉真昭	糸満市字真栄里1752番地
理事	徳元政治	糸満市字真壁7番地
理事	上良政信	糸満市字束里339番地

理事	玉城信榮	糸満市字米須418番地
理事	山城一也	糸満市字米須1140番地の1
理事	山城勇孝	糸満市字米須1804番地
理事	大城正教	糸満市字福地496番地
理事	山城正行	糸満市字南波平53番地
理事	我謝巖	糸満市字摩文仁118番地の1
理事	伊敷幸一	糸満市字名城193番地
理事	上原英正	糸満市字大里272番地の2
理事	波平一男	糸満市字照屋185番地の2
理事	川武晃	八重瀬町字安里93番地
理事	平田正保	八重瀬町字仲座12番地の2
理事	安里美津男	八重瀬町字与座76番地
理事	福地栄盛	八重瀬町字坂名城140番地の1
理事	島袋勲	八重瀬町字新城2147番地
理事	伊福正浩	八重瀬町字具志頭477番地
理事	金城秀輝	糸満市字真栄里2001番地の1
理事	国吉清成	糸満市字兼城439番地
理事	神谷元誠	八重瀬町字伊覇246番地の6
理事	城田英光	八重瀬町字仲座1番地の2
監事	慶留間清榮	糸満市字喜屋武492番地の1
監事	安座名幸一	八重瀬町字与座43番地
監事	山城孝栄	糸満市西川町38番10号

沖縄県告示第252号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県県民の森の利用料金を承認した。

平成24年 4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄県県民の森
- 2 指定管理者 本部町字山川1466番地の1 沖縄熱帯植物管理株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設

施設	区分	利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 700円

	日帰り	1 区画につき 300円
テニスコート	児童・生徒	1 面 1 時間 (1 回) につき 250円 回数券11回分 2,000円
	一般・学生	1 面 1 時間 (1 回) につき 400円 回数券11回分 4,000円
パークゴルフ場		1 人 1 時間につき 400円
広場 (スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。)		1 面 1 時間につき 500円
研修室		1 時間につき 400円
シャワー室		1 回につき 100円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき500円、日帰り利用にあつては1区画につき250円とする。

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1 張 1 泊につき 1,200円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1 人 1 時間につき 200円
	一般・学生	1 人 1 時間につき 300円
草スキー用具	児童・生徒	1 人 1 時間につき 250円
	一般・学生	1 人 1 時間につき 500円
テニス用具	児童・生徒	一式 (ラケット 2 本、ボール 2 個) 1 時間につき 90円
	一般・学生	一式 (ラケット 2 本、ボール 2 個) 1 時間につき 190円
グラウンドゴルフ用具	児童・生徒	一式 (スティック 2 本、ボール 2 個) 1 時間につき 90円
	一般・学生	一式 (スティック 2 本、ボール 2 個) 1 時間につき 150円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式 (クラブ 1 本、ボール 1 個) 1 時間につき 100円
	一般・学生	一式 (クラブ 1 本、ボール 1 個) 1 時間につき 200円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものが、キャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,000円とする。

沖縄県告示第253号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例 (平成10年沖縄県条例第14号) 第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県平和創造の森公園の利用料金を承認した。

平成24年 4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄県平和創造の森公園
- 2 指定管理者 南風原町字大名95番地 1 沖縄県森林組合連合会
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額

施設	区分	利用料金の額
広場休憩所	シャワー	1人1回につき 100円
多目的広場	児童・生徒が利用する場合	1面1時間につき 250円
	一般・学生が利用する場合	1面1時間につき 500円

沖縄県告示第254号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第281号で同意の認定をした浦添加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年 4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第255号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成24年 4月27日から同年 5月17日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。

平成24年 4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 出願書受理年月日 平成24年 3月27日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 北谷町字桑江226番地 北谷町

イ 代表者 北谷町字桑江226番地 北谷町長 野国昌春

(2) 埋立区域

ア 位置

(ア) A区域 北谷町字港1番2の地先公有水面

(イ) B区域 北谷町字美浜57番、58番及び59番の地先公有水面

イ 区域

(ア) A区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から101度35分53秒308.47メートルの地点

②の地点 ①の地点から60度25分35秒11.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から150度50分52秒4.84メートルの地点

④の地点 ③の地点から240度50分21秒11.00メートルの地点

(イ) B区域 次の各地点のうち⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域

⑤の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から103度36分42秒318.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から60度50分46秒11.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から150度51分08秒5.25メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から240度33分08秒11.00メートルの地点

ウ 面積

A区域 52.85平方メートル

B区域 58.05平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 北谷町字美浜57番、58番、59番及び同町字港1番2の地内並びに同町字美浜57番、58番、59番及び同町字港1番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から100度46分30秒298.2メートルの地点

③の地点 ④の地点から60度25分40秒26.00メートルの地点

②の地点 ③の地点から150度50分29秒40.12メートルの地点

①の地点 ②の地点から240度33分08秒26.00メートルの地点

ウ 面積 1,042.32平方メートル

(4) 埋立地の用途 輸送施設用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第256号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 石垣市字川平1番ほか7筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成24年4月19日 沖縄県指令土第630号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年4月27日から同年8月26日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成24年4月2日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年12月3日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,181平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 72台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 18台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 16立方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻午前9時、閉店時刻午後12時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前零時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年4月27日から同年8月26日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出年月日 平成24年4月2日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南成大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大門淳

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 沖縄県南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年12月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,593平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 315台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 20台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 232平方メートル

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。）

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 102.7立方メートル

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。）

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都大東区上野七丁目14番4号 代表取締役 福島長男、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年4月27日から同年5月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年5月31日 沖縄県指令土第614号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間836番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原770番地2ハピネスハイツ403号 新垣健
- 5 検査済証番号 平成24年4月10日 第2980号
- 6 工事完了年月日 平成24年3月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月26日 沖縄県指令土第724号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市松川4丁目486番1ほか15筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川4丁目4番10号 大城ふく子
- 5 検査済証番号 平成24年4月13日 第2981号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
 平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年6月9日 沖縄県指令土第632号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字森川57番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市当山二丁目28番1号メゾン太陽3-A301 島袋正英
- 5 検査済証番号 平成24年4月13日 第2982号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
 平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月1日 沖縄県指令土第942号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地233番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市曙2丁目13番19号崎山方302 與那嶺善武、那覇市曙2丁目13番19号崎山方302 與那嶺真子
- 5 検査済証番号 平成24年4月16日 第2983号
- 6 工事完了年月日 平成24年4月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
 平成24年4月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月18日 沖縄県指令土第756号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字荻道318番3及び319番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字仲順312番地5 松田修治
- 5 検査済証番号 平成24年4月16日 第2984号
- 6 工事完了年月日 平成24年3月21日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---